

福邦銀行口座開設アプリ 利用規定

(2020年4月現在)

～はじめに～

本利用規定（以下、「本規定」といいます。）は、株式会社福邦銀行（以下、「当行」といいます。）が提供するアプリケーション「福邦銀行口座開設アプリ」（以下、「本アプリ」といいます。）のお客さまへの提供とお客さまの利用の条件を定めるものです。本アプリを利用する場合、お客さまは本規定のほか、当行が別途定める各関連規定等の内容を十分に理解し、同意した上で自らの判断と責任において本アプリを利用するものとします。

第1条 本アプリの内容および利用

1. 本アプリは、本規定の条件のもとで、お客さまがスマートフォンにダウンロードした上でこれを起動させて利用することで、当行所定の各種手続を行うことができるサービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供するためのアプリケーションです。
2. 本アプリにて行うことができる手続（以下、「本手続」といいます。）は次のとおりです。
 - (1) 普通預金口座（総合口座）の開設のお申込み
 - (2) 福邦銀行キャッシュカード取引のお申込み
 - (3) ふくほうWEBバンキングサービスのお申込み
3. 本アプリの利用は無料です。ただし、本アプリの利用およびダウンロード（再ダウンロードを含みます。以下、本規定において同じ。）にかかる通信料等はお客さまの負担となります。なお、利用環境によっては、ダウンロードに数分を要する場合があります。

第2条 権利の帰属

本アプリの著作権その他の各知的財産権（以下、「著作権等」といいます。）は当行または正当な権利を有する第三者に帰属します。本アプリの提供により、お客さまに対し本アプリの著作権等を譲渡するものではありません。

第3条 使用許諾

1. 当行は、お客さまが本規定に同意することを条件として、本アプリをお客さまのスマートフォンのみダウンロードして利用することができる、非独占的かつ譲渡不能の使用権を無償で許諾するものとします。
2. 本アプリを利用できるスマートフォンは、当行所定の機種に限るものとします。本アプリの利用にあたって、お客さまは、当行所定の性能および機能を有する機種ならびにソフトウェアを用意いただくものとします。なお、利用環境については当行ホームページ等で確認ください。
3. お客さまが本アプリをスマートフォンにダウンロードし、利用した時点をもって、本規定を無条件に同意したものとします。

第4条 利用の範囲

1. お客さまは、本アプリを個人で利用する目的のため、かつ本手続のために、お客さまのスマート

フォンでのみ利用することができます。個人的利用を超えて、営利目的および第三者の権利を侵害する等の目的のために利用することはできません。

2. お客様は、本アプリの使用権につき、第三者への譲渡、販売、再使用許諾、その他の処分をすることはできません。
3. お客様は、本アプリの複製、修正、変更、改変または翻案等を行うことはできません。

第5条 免責事項

1. 当行は、本アプリを現状有姿にてお客様に提供するものであり、本アプリの機能、性能および内容についての正確性、信頼性、安全性および第三者の権利を侵害していないこと等につき、明示的にも、黙示的にも保証するものではありません。
2. 本サービスの利用に関して、本アプリの作動に係る不具合（表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能など）、スマートフォンに与える影響およびお客様が本アプリを正常に利用できないことにより被る不利益、その他一切の不利益について、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切その責任を負いません。
3. 前項のほか、次の各号の事由により、本アプリまたは本サービスが利用できなかった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由が生じた場合。
 - (2) 当行が相当と認める安全対策を講じたにもかかわらず、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じた場合。
 - (3) 当行以外の第三者の責に帰すべき事由による場合。

第6条 本アプリおよび本規定の変更等

1. 当行は、本アプリの内容の全部または一部を適宜変更または改良（以下、「アップグレード」といいます。）できるものとします。ただし、当行はアップグレードする義務を負うものでなく、また事前の予告なく本アプリの提供、利用を中止することがあります。
2. 前項により、本アプリをアップグレードした場合には、お客様において本アプリを再度ダウンロードしていただく必要があります。また、お客様のスマートフォンの設定その他の利用環境によっては、アップグレード後の本アプリが利用いただけなくなる場合があります。
3. 本規定は、民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
4. 前項による本規定の変更は、変更後の規定内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第7条 利用停止、権利の失効

1. お客様は、スマートフォンにダウンロードした本アプリをアンインストールまたは削除することにより、いつでも本アプリの利用を中止することができます。
2. 当行は、お客様が本規定に違反した場合に、いつでもお客様に許諾した本アプリの使用権を

停止させ、または使用権を失効させることができるものとします。この場合、お客さまは直ちに本アプリをアンインストールまたは削除するものとします。

第8条 お客さまの責任

1. お客さまが本規定に違反したこと、または第三者の権利を侵害したこと、その他お客さまの責めに起因して第三者から受けた苦情、請求等については、お客さま自身の責任と費用にて解決するものとします。
2. お客さまが本規定に違反し、これにより当行または第三者に損害が発生した場合、お客さまがこれを賠償する責めを負います。

第9条 個人情報の取扱い

本アプリを利用した本手続において当行が取得したお客さまの個人情報（本人確認資料の写真画像を含みます。）については、当行の「個人情報保護・利用目的の明示」に定める利用目的のために利用するものとします。

第10条 関連規定

本手続により、お客さまと当行との間で各種取引が成立する場合の条件およびその取引の条件は、本規定および当行が別途定める各関連規定等と一体として取り扱われるものとし、本規定に定めがない事項に関しては各関連規定が適用されるものとします。

第11条 預金契約の成立

1. 本アプリによる申込みは、後者が優先となります。二重申込みや再申込みについてもこの取扱となります。
2. 本アプリで明示する条件に合致しない申込みについては、受付ができません。
その場合は、以下のいずれかのおとりとなります。
 - (1) 本アプリでの手続を進めることができない
 - (2) 本アプリの申込み手続で入力した電話番号、住所等へ連絡がある電話番号、住所等の誤入力などにより当行所定の方法によっても連絡できない場合があります。受付の状況がわからない場合は、当行へ問合せください。
3. 本アプリからの申込みによる口座は、当行が所定の開設手続を完了のうえ送付する通帳等の受け取りを当行が確認できた時点で、口座開設日を預金契約日として成立するものとします。通帳等が届かない場合や通帳等を受け取りいただけない場合、本契約は成立いたしません。
したがって、当行は以下の取扱をいたします。
 - (1) お客さまが通帳等を受け取られたタイミングでは当行所定の手続が完了しておらず通帳等の利用が制限されている場合があります。通常、通帳等を受け取った翌々営業日には制限が解除されます。
 - (2) お客さま自身が通帳等を受け取らなかった場合は申込みを取消します。

第12条 印章の届出

本アプリからの申込みにより開設した口座については、印章の届出は任意となります。

ただし、店頭での預金払戻取引などを行う場合は、印章の届出が必要になりますので、口座開設後に当行所定の方法により届出を行ってください。当行が印章の届出を受け付ける際には当行所定の方法によりご本人であることの確認などを行います。

第13条 その他

1. 本アプリは、日本その他外国の輸出入規制の対象となる可能性のあるものであり、お客さまが本アプリをインストールしたスマートフォンを日本から国外へ持ち出す際には、関連法令を厳守しこれに違反した行為により生じた問題につき、お客さま自身の責任と負担で解決するものとします。
2. 本規定に関連してお客さまと当行との間で生じた紛争については、福井地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として、これを解決するものとします。

以 上